

4 災害復旧・復興計画
 4-2 生活の安定確保計画
 4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧表

(令和元年12月1日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受け、おそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)
融資の対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告等に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置 (旧擁壁の除去を含む)
融資要件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災害証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の災害証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の災害証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人(日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込みこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること 5 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込みこと 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要となる資金を用意できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込日現在、原則として79歳未満であること 6 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)であること
一戸の床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること 2 木造の場合は一戸建て又は連続して建てたこと(建設・購入の場合のみ) 3 敷地の権利が転貸借でないこと 4 住宅部分の床面積は、制限が無し。ただし店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上が必要。	1 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること 2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)であること 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること(建設・新築購入の場合のみ) 4 敷地の権利が転貸借でないこと 5 建築基準法その他関係法令に適合していること	

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
貸付金の限度		所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け0.36% (令和元年12月1日現在)	個人向け0.36%、事業者向け0.16% (令和元年12月1日現在)	個人向け0.36%、事業者向け0.16% (令和元年12月1日現在)
期間	25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4-2-2 災害復興住宅資金

(令和元年12月1日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 建設資金 1,680万円 2 整地資金 450万円 3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,650万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,650万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 740万円 2 引方移転資金 450万円 3 整地資金 450万円 ※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で450万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

4-2-3 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付上限額の目安	貸付条件
<p>低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの受給（生活世帯）を受け、融資を受ける必要と認められる世帯</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）</p>	<p>福祉資金福祉費（災害を受けたことにより必要となる経費）</p>	<p>1世帯 150万円以内</p>	<p>1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内（目安） 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 貸付利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 申込方法 借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を経由して県社会福祉協議会へ申し込む。</p>
		<p>福祉資金福祉費（住宅の補修等に必要経費）</p>	<p>1世帯 250万円以内</p>	

4-2-4 災害援護資金

(平成27年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%